

市川市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 施術所（者）登録のご案内

市川市では、市に登録した施術所で施術を受けたときに限り、利用者の経済的負担の軽減並びに健康保持増進に資することを目的とし、対象者にはり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成しています。

新規登録申請の流れ

新規登録する際は、以下の書類を提出してください。

【施術所登録の提出書類（店舗登録をする場合）】

- ・ 登録申請書（施術所用 様式第 4 号）
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定による届出をしたことを証する書類
- ・ 施術者が取得しているはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許証の写し
- ・ 口座振替申出書

【施術者登録の提出書類（店舗登録をしない場合）】

- ・ 登録申請書（施術者用 様式第 6 号）
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の3第1項の規定による届出をしたことを証する書類
- ・ 施術者が取得しているはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許証の写し
- ・ 口座振替申出書

【書類審査】

【登録】

申請から約 1 ～ 2 週間
かかります。

※既に施術所（者）登録を行っている方へ※

登録内容変更・取消の流れについてもご確認ください



登録内容変更・取消の流れ

【登録内容変更時の提出書類】

登録内容に変更が生じた日から **10 日以内**に**登録証記載事項変更届（様式第 11 号）**と、変更内容に沿って下記のことを提出してください。

① 施術所住所又は名称が変更の場合

- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定による届出をしたことを証する書類

② 施術担当者又は施術種類が変更の場合

- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 9 条の 2（又は第 9 条の 3）第 1 項の規定による届出をしたことを証する書類
- ・ 施術者が取得しているはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許証の写し

※1. 代表者が変更する際は、一度登録の取り消しを行いますので、旧代表者での、

- ・ 登録取消届（様式第 12 号）
- ・ 登録証（施術所用 様式第 5 号、施術者用 様式第 7 号）

新代表者での、新規登録書類一式の 2 点をご提出ください。

※2. 登録証記載事項**以外**の内容を変更する際は、地域包括支援課までご連絡ください。
例)

- ・ 登録している口座の変更
- ・ 登録している電話番号の変更
- ・ 施術者登録をしている方の住所の変更

【登録内容取消時の提出書類】

登録を取消す時は、取消しを受けようとする **1 ヶ月前**までに**登録取消届（様式第 12 号）**に**登録証と保健所へ提出した廃止届の写し（※1）**を添えて提出してください。

※1. 保健所へ廃止届を提出していない方は添付していなくても構いません。

※2. 施設の代表者又は施術担当者が、規則に反した場合も、登録施設の取消しをする場合がありますのでご了承ください。

